

令和7年度下半期 医療安全室 包括的公表

医療安全室

市立吹田市民病院では医療安全対策に関する事案の包括公表を行っております。

1.目的

患者の知る権利を保障し医療の透明性を確保するため、更に職員に医療安全の意識向上と事故再発防止に役立てることを目的とする。

2.対象

報告の対象となる者は、患者の生死に関わる極めて重大なものに限らず、院内で発生した全てのインシデント・アクシデント、予期しない薬剤による重大な副作用や、広く社会に警笛を鳴らす意義が大きいと考えられる報告もその対象としている。

令和7年度下半期（10月～3月）

	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3a	レベル3b	レベル4	レベル5	計
計	160件	438件	109件	38件	9件	0件	0件	754件

※患者影響レベル

レベル0	間違ったことが発生、患者には実施せず
レベル1	間違ったことを実施、患者には変化なし
レベル2	間違ったことにより患者への検査が必要
レベル3a	間違ったことにより治療や処置の必要性が生じた場合（入院日数の延長は必要ない）
レベル3b	事故により濃厚な治療や処置を要した場合（入院日数の延長）
レベル4	事故による障がいが一生涯続く
レベル5	事故が死因となる